

参考資料 学校利用に関する支援業務

本事業とは別に、本施設を利用して両市小学校（東海市3校、知多市10校）の水泳授業を実施する（以下「学校利用」という。）予定であり、両市における現時点の想定条件は、次のとおりである。

本事業の事業契約締結後、各市と事業者（運営企業）が協議を行い、学校利用に関する詳細な条件を決定する。なお、次の条件については、今後、各市の検討の中で、変更する可能性がある。

1 学校利用に関する前提条件

項目	想定される内容			
期間	4月中旬～11月下旬（春休み、夏休み等を除く平日）			
日数	約100日（うち午後利用約20日） ※日数は、各年のクラス数、児童数により事業期間中の実態に合わせて変動する。			
施設利用時間	午前9時～午後1時（午後利用時は午後3時30分まで）			
対象校	小学校（13校、258クラス、児童6,749人） ※クラス数、児童数は現時点の想定であり将来推計は考慮していない。 知多市：八幡小、新知小、佐布里小、新田小、岡田小、旭北小、旭南小、つつじが丘小、南粕谷小、旭東小（計10校） 東海市：横須賀小、名和小、三ツ池小（計3校）			
年度別開始校数 ※（ ）は、開始する 学校名	開始年度	知多市		東海市
	R6年度	3校実施 （新田小、旭北小、つつじが丘小）		—
	R7年度	6校実施 （南粕谷小、佐布里小、旭南小）		—
	R8年度	10校実施 （新知小、旭東小、岡田小、八幡小）		1校実施 （横須賀小）
	R9年度	10校実施		2校実施 （名和小）
	R10年度	10校実施		3校実施 （三ツ池小）
授業実施回数	258クラス×年間5回／クラス＝年間1,290回			
授業時間（想定）	55分（指導時間）			
	【タイムスケジュールの想定】 ※現時点の想定であり、両市と調整が必要である。			
	時間割	1コマ目	2コマ目	3コマ目 （午後利用時）
	迎え	8:45～9:05	10:35～10:55	13:40～14:00
	着替え	9:05～9:10	10:55～11:00	14:00～14:05
	指導	9:10～10:05	11:00～11:55	14:05～15:00
着替え	10:05～10:10	11:55～12:00	15:00～15:05	
送り	10:10～10:30	12:00～12:20	15:05～15:25	

項目	想定される内容
1コマあたりの同時利用児童数・クラス数	最大 210 人程度・6 クラス程度 【内訳】 高学年 2 クラス×35 人=70 人 中学年 2 クラス×35 人=70 人 低学年 2 クラス×35 人=70 人 特別支援学級については、各学校の実情に応じて実施する予定
児童の施設使用料（想定）	事業者から提案されるプール利用料金（円）／人・回
契約更新の頻度	単年度ごとの契約
夏季休暇中の水泳教室	なし

2 学校利用に関する支援業務（水泳指導補助及び送迎）の内容

事業者は、本施設で学校利用が円滑に実施できるよう、児童の受け入れ、指導補助等の支援を行うこと。

(1) 水泳指導補助業務

ア 水泳授業の指導及び安全確保は基本的に各校の教員が行うが、その指導補助員として1クラス2名程度の職員を配置すること。

イ 指導補助員には、水泳指導の経験等、一定の条件を定めること。具体的な条件は両市と協議の上、決定するものとする。

ウ 学校利用時には、緊急時の救護対応ができるよう、施設内に救護責任者を常駐させること。

エ 水泳授業の詳細な実施日程や時間帯等については、各事業年度の前年度に両市と協議の上、決定するものとする。

オ 学校利用時の児童・教員の着替えは、本施設内で行うものとする。

カ 学校利用時において、プール施設の一般利用者との同時利用を可能とすること。ただし、学校利用時には、一般利用者と児童の動線は交わらないよう配慮すること。なお、児童の入退出は学校側の管理のもと行うこととする。

キ スクール用更衣室は、男女別とし、学校利用等の団体利用に備えた仕様とすること。室内に学校利用時の児童の着替え・タオル・靴の保管スペースを設けること。なお、児童の下足はビニール袋等を持参し、各自でロッカーに保管することを予定している。

ク 学校利用における動線上に、1クラス単位で一度に洗体可能なシャワーを設けること。

ケ 学校利用時に使用する備品は、現在各校で使用している備品（ビート板 100 枚程度）の移設を予定しており、器具庫に保管すること。

(2) 送迎バス運営業務

- ア 送迎バスの乗車定員、台数及び車種等は、学校運営に支障のないよう両市と協議の上、決定するものとする。
- イ 送迎バスの調達・メンテナンス・任意保険加入・燃料等、事業期間内に送迎バスの運行上、必要となる諸経費は事業者の負担とする。
- ウ 送迎バスは、必要な点検・整備を日常的に行い、常時安全性・快適性等の性能を維持すること。
- エ 安全性には十分配慮し、周辺住民、学校関係者等含め、クレームの無い運行に努めること。
- オ 普通学級（通常学級）及び特別支援学級の全学年児童及び引率教諭をバスで送迎ができるよう、バスを必要台数確保し、運転業務も行うこと。
- カ 送迎バスの運行ルートは各小学校から本施設間のピストン運行を基本とすること。
- キ 送迎バスの運行スケジュールは、両市と協議の上、決定するものとする。
- ク 運転手は、適切な免許保有者が行うこと。運転手は、必要に応じ、児童の乗降の介助をすること。
- ケ 各学校におけるバスの乗降は、安全な場所で行うこと。具体的な場所は両市と協議の上、決定するものとする。